

# (公財)日教弘 教育文化事業 2023 年度 弘済会読書活動推進事業 募集要項

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の2つをもつとされ、学校図書館が「学校教育の中核としての役割」を果たすことが期待されています。この役割を果たし、児童生徒の読み解く力や学ぶ力の向上、さらには自己実現し社会貢献できる資質を培う取り組みを支援することを目的とします。

## 1 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会滋賀支部

## 2 助成要件

### (1) 助成の趣旨

県内公立学校の教育水準の向上と充実の観点から、学校教育推進に資する図書購入費用を助成することで、学校図書館がその機能を果たし学校教育の中核としての役割を果たすことに寄与することを趣旨とします。

### (2) 助成の対象とならない学校

これまでにこの助成を受けた学校

### (3) 募集の対象

滋賀県内の公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

### (4) 募集期間

◇ 2023年4月3日から2023年6月16日まで 当支部事務局に必着

### (5) 募集スケジュール

4月 3日 応募申請受付開始

6月16日 応募締切

6月下旬 申請応募についての選考

選考後、幹事会の承認を得て決定通知・助成交付

2024年2月末日 成果報告書の提出締切

### (6) 応募方法

◇ 「2023年度弘済会読書活動推進事業申請書」と「振込口座報告書」を作成し、当支部へ提出してください。

◇ 申請書には、必ず購入希望図書の一覧表（様式6-1②）を添付してください。

### (7) 個人情報の取扱い

◇ 応募申請書に記入された個人情報は、選考および選考結果通知のために使用します。

◇ 助成決定後、応募申請書に記入された助成対象の学校園名、学校園長名等を、当支部のホームページ、広報誌等で公表します。

## 3 募集件数と助成額、対象となる図書等、対象外の費用

◇ 募集件数 50件（この事業への未応募学校を対象とします）

- ◇ 助成額 1校あたり10万円(税込) (児童生徒が図書館において活用できる図書類を対象)
- ◇ 助成対象外の費用
  - ① 娯楽性の高い図書、雑誌等の購入費用
  - ② 教職員が活用する指導書や参考図書等
  - ③ 図書管理用機器等の購入費用

#### 4 選考、決定と通知、選考基準

##### (1) 選考方法

- ◇ 選考基準により、助成事業選考委員会で選考し幹事会の議を経て支部長が助成校を決定します。
- ◇ 決定後、申請の採否結果と助成について、学校園長に文書にて通知します。

##### (2) 選考基準

- ① 学校の図書館の現状を踏まえ、期待される機能の改善に資する取り組みであること。
- ② 児童生徒の読書活動や学習での図書館活用を積極的に支援できる取り組みであること。

#### 5 助成の贈呈

- ◇ 助成金は指定の口座に振り込みます。
- ◇ 全教職員の集まる会議等で、当支部参事または職員が弘済会事業説明会と助成贈呈式を行います。同一年度内で既に「弘済会事業説明会」を実施済みの場合は、贈呈式のみとします。

#### 6 成果報告書等の提出

- ◇ 助成校は、図書等の購入を行い、2024年2月末日までに「弘済会読書活動推進事業成果報告書(別紙)」・「会計報告書(別紙)領収書・納品書添付」、「購入書籍や活用の様子を示す写真等」を当支部へ提出してください。

#### 7 その他

- ◎ この事業は、2023年度(令和5年度)で終結します。
- ◇ 提出された応募申請書類、研究報告書の返却はしません。
- ◇ 故意による虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、助成の返還を求めます。
- ◇ 選考結果情報および採否理由についての問い合わせには回答しません。
- ◇ 応募関係書類・報告書の様式は、弘済会滋賀支部ホームページからダウンロードできます。
- ◇ 購入総額が贈呈額の10万円を超えるように購入図書等を選書してください。(返金は原則不可)

#### 8 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会滋賀支部

〒520-0043 大津市中央四丁目13番10号

TEL : 077-526-1356 FAX 077-526-1869

E-mail : info@shiga-kyoko.jp URL : <https://www.shiga-kyoko.jp>

〔応募に関する参考〕

○児童生徒の「読書センター」および「学習・情報センター」としての機能

学校図書館の機能については、これまでから、児童生徒の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能という2つの柱をもつものにとらえられてきました。この2つの機能を発揮させることにより、学校図書館が「学校教育の中核」たる役割を果たすことが期待されています。

《児童生徒の「読書センター」としての学校図書館》

※学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たす。

- ～ 学校教育の一環として、すべての子どもに、本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与える。
- ～ 子どもたちが、自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供したり、様々な本を紹介したりして、読書の楽しさを伝える。

《児童生徒の「学習・情報センター」としての機能》

※学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす。

- ～ 図書室で、図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用される。
- ～ 教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、深める、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する。
- ～ 利用指導等の取組を通じ、情報の探し方・資料の使い方を教える。
- ～ 児童生徒が学習に使用する資料や、児童生徒による学習成果物などを蓄積し活用できるようにする。

(文部科学省 学校図書館のホームページより抜粋)